

○財務省告示第八十七号

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、税関官署を指定する件（平成二十一年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月十一日から適用する。

平成二十二年三月十日

財務大臣 菅 直人

第三十六号を第三十七号とし、第十四号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 横浜税関鹿島税関支署つくば出張所